

## TTC DSL 専門委員会 第 15 回スペクトル管理 SWG

ファイル名: SMS-15-TOKAI-01

日 付: 2004 年 8 月 19 日

提 出 元: 株式会社 TOKAI<sup>1</sup>

題 名: 第 3 版検討課題についての弊社の考え方

1. JJ100.01 第 3 版作成に向けての課題について、弊社の考え方を述べる。

番号	課題	弊社意見
C.3.3 C.3.4	保護判定基準値	<p>・保護判定基準値の設定は、保護される伝送方式との相対評価計算により一意に決定される第 2 版の方式を踏襲すべきである。</p> <p>・サービスレベルから保護判定基準を求めることはスペクトル管理を硬直化させ、新たな伝送方式の開発や導入を妨げることになる恐れがあるために反対する。</p> <p>また、サービスレベルを議論することは、事実上、技術基準のみを取り扱うべき TTC で事業者同士の営業競争を議論することにほかならず、TTC の存在目的に合致しない。</p> <p>・緩和値は、事業者間協議等により特定の伝送方式に設定しうることには賛成するが、すべての伝送方式に画一的に適用することには妥当性と効果が見出せないため反対する。</p>
C.4.4	線路モデル、 干渉源、計算方法	<p>・ISDN を干渉減から除いて計算することは、現実として 900 万回線が利用されていることを考えると、現時点では合理性があるとは考えられないため反対する。</p>
C.5.2	スペクトル管理で 取扱う周波数帯域	<p>・1.1MHz 以下の周波数帯域については、現状の各種伝送方式の導入状況を尊重すべきであり、バンドプランの採用は不要と考える。</p> <p>・1.1MHz を超える周波数帯域については、既に具体的な方式が提案されている段階であり第 3 版で規定すべきであるが、出力規制を行うためにバンドプランだけでなく PSD もあわせて規定すべきである。</p> <p>・第 3 版で取り扱う 1.1MHz ~ 12MHz までの周波数帯域については、G.993.1 Bandplan A に従うことが既存の ADSL、VDSL の周波数割り当て状況を考慮して有意であると考えます。</p>

以上

---

<sup>1</sup> 連絡先:高橋 強 TEL:054-254-3820 FAX:054-652-4482 email:t\_takahashi@victokai.co.jp